第45期 定時株主総会 招集ご通知

平成29年4月1日～平成30年3月31日

ASANTE

開催日時

平成30年６月20日（水曜日）午前10時

（受付開始　午前９時00分）

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター　５階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

平成30年６月19日（火曜日）午後５時まで

目　次

第45期定時株主総会招集ご通知…… 2

添付書類

事業報告…… 6
計算書類等……21
監査報告書……31

株主総会参考書類

議案及び参考事項……35
　議　案　剰余金の配当の件

株式会社 アサンテ

証券コード：6073

証券コード：6073
平成30年６月１日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号
株式会社 アサンテ
取締役社長　　宗　政　　誠

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第45期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、**当日ご出席願えない場合は**、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、**同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成30年６月19日(火曜日)午後５時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月20日（水曜日）午前10時　（受付開始　午前９時00分）
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター　５階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項　第45期（自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議　案　剰余金の配当の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（2）議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。

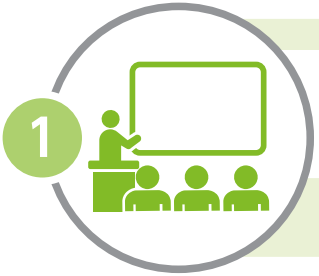
（3）株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

1．当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。
2．お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただきます。
3．株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.asante.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

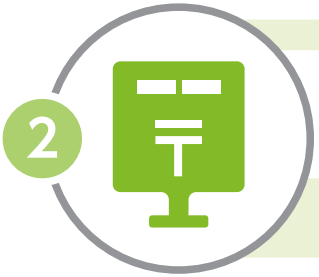
＜議決権行使等についてのご案内＞
議決権の行使には以下の方法がございます。



1　株主総会へ出席する場合

» 議決権行使書用紙を会場受付へ提出

株主総会開催日時　平成30年6月20日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）



2　議決権行使書を郵送する場合

» 各議案の賛否を表示のうえ投函
（お早めにご投函ください）

行使期限　平成30年6月19日（火曜日）午後5時までに到着



3　インターネットによる議決権行使の場合

» 5頁をご参照ください

行使期限　平成30年6月19日（火曜日）午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社 株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、５頁に記載のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

（3）インターネットによる議決権行使は、**平成30年６月19日（火曜日）午後５時まで受け付け**いたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00　通話料無料）

事業報告　（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

1　事業の経過及びその成果

①　事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。個人消費においては、消費マインドは持ち直してきたものの、賃金の伸び悩みや物価上昇への懸念から、生活防衛意識は依然高く、消費の大幅な回復には至りませんでした。

当社市場におきましては、既存住宅の流通、リフォーム市場の拡大に向けた住宅政策は一層推進され、住宅の維持管理に対する意識、及び当社業界の社会的な認知度は高まっているものの、消費者の節約志向は根強く、特に新規開拓面の環境は厳しいものとなりました。

このような状況下において、当社はコンプライアンス体制の強化と営業プロセスの改革に取り組むとともに、営業・施工・管理スキルの向上のため、教育体制の更なる強化を図りました。

販促活動としては、「シロアリバスターズ®」をメインとしたＣＭ、新聞折込、ＷＥＢ広告を白蟻防除のピークシーズンに合わせて集中投下しました。また、シロアリ探知犬・トコジラミ探知犬を積極的に活用し、メディアへの露出やマスコミ向けプレスセミナーの開催などのＰＲも充実させることで、当社の認知度向上を図り、白蟻対策や地震対策の必要性を社会に訴求してまいりました。その結果、上半期には白蟻防除等の見積調査依頼が増加するなど、市場からの反響が得られました。

以上の取り組みにより、既存顧客向け営業が順調に推移したことに加え、第４四半期には新規顧客向け営業も増収基調へ転じたことにより、総売上高は前期比137百万円増加（1.0％増）の13,990百万円となりました。

売上原価は、労務費が主に退職給付費用の前期比44百万円減少により同55百万円減少（3.7％減）したことにより、総額で同43百万円減少（1.1％減）しました。これにより、売上総利益は同181百万円増加（1.9％増）し、売上総利益率は同0.6ポイント上昇しました。

販売費及び一般管理費は、人件費が主に退職給付費用の前期比200百万円減少により同225百万円減少（4.2％減）した他、求人費、修繕費等の減少もあり、総額で同267百万円減少（3.3％減）し、販売費及び一般管理費率は同2.5ポイント低下しました。

この結果、営業利益は前期比448百万円増加（26.7%増）の2,131百万円となり、営業利益率は同3.1ポイント上昇して15.2%となりました。経常利益は同468百万円増加（27.8%増）の2,155百万円となりました。当期純利益は同145百万円増加（11.5%増）の1,411百万円となり、当期純利益率は同0.9ポイント上昇して10.1%となりました。

なお、売上高に占める労務費と人件費の合計（総人件費）の割合（総人件費率）は、退職給付費用の減少を主要因として前期比2.5ポイント低下して47.0%となりました。

② 対処すべき課題

当社は「人と技術を育て、人と家と森を守る」という経営理念の実現に向け、以下の４項目の課題に取り組んでおります。

（ⅰ）優秀な人材の確保と教育体制の強化

当社の事業拡大には優秀な人材の増強が必須となります。労働需給の逼迫が続き人材獲得競争が激化する中で、更なる成長の実現に向けた基盤の構築を目指し、採用体制及び教育体制を一層強化してまいります。

（ⅱ）営業効率の向上

人員の増加並びに多様化を推進しながら高水準の利益率を維持するため、営業・施工・管理における効率を一層向上する体制の整備や基盤の構築、並びに営業企画、販促企画の展開に注力してまいります。

（ⅲ）コーポレートガバナンスの深化

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とし、より実効性の高いガバナンス体制を構築することで、経営課題の共有と適宜適切な経営判断を行ない、課題解決に努めてまいります。

（ⅳ）コンプライアンス強化とお客様満足の向上

当社を取り巻く事業環境として、これまで以上のコンプライアンスの向上が求められております。当社の競争優位性を維持向上し、全社的なコンプライアンス管理の運用を一層強化して、仕事のクオリティを高めることにより、当社の社会的信頼とお客様満足の向上に努めてまいります。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区分＼期別	第42期（平成27年３月期）	第43期（平成28年３月期）	第44期（平成29年３月期）	第45期（当期）（平成30年３月期）
売上高（百万円）	12,669	13,273	13,852	13,990
営業利益（百万円）	2,299	2,332	1,682	2,131
経常利益（百万円）	2,349	2,339	1,686	2,155
当期純利益（百万円）	1,412	1,485	1,266	1,411
１株当たり当期純利益（円）	115.22	120.37	102.59	114.36
総資産（百万円）	12,749	14,025	14,149	15,214
純資産（百万円）	9,268	10,359	10,847	11,666
１株当たり純資産額（円）	750.99	839.36	878.95	945.29

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

4 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社は、木造家屋を対象とした「白蟻対策」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行なっております。

5 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

本社	東京都新宿区	
支店 営業所	東北・福島支店（福島県郡山市）	６営業所
	新潟支店（新潟県新潟市）	３営業所
	茨城支店（茨城県土浦市）	３営業所
	北関東支店（群馬県高崎市）	４営業所
	長野支店（長野県長野市）	２営業所
	東京支店（東京都新宿区）	５営業所
	神奈川支店（神奈川県横浜市）	６営業所
	千葉支店（千葉県千葉市）	６営業所
	静岡支店（静岡県静岡市）	９営業所
	愛知支店（愛知県名古屋市）	９営業所
	岐阜支店（岐阜県岐阜市）	５営業所
	京都支店（京都府京都市）	１営業所
	奈良支店（奈良県奈良市）	１営業所
	和歌山支店（和歌山県和歌山市）	２営業所
工場	伊万里工場（佐賀県伊万里市）	
研修センター	三ヶ日総合研修センター（静岡県浜松市） 猪苗代総合研修センター（福島県耶麻郡猪苗代町）	

6 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
953名	35名減	35.8歳	8.5年

（注）従業員数には、受入出向者（２名）を含み、派遣出向者（２名）、嘱託（25名）及び有期・無期契約社員（62名）は含まれておりません。

7 主要な借入先（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	360百万円
静岡県信用農業協同組合連合会	115百万円
株式会社みずほ銀行	101百万円
株式会社商工組合中央金庫	75百万円
農林中央金庫	74百万円

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日に銀行名が株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更されました。

8 その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

1 発行可能株式総数 42,000,000株

2 発行済株式の総数 12,341,900株

3 株主数 9,364名

4 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムネマサ	3,750,000株	30.4%
宗政誠	856,425株	6.9%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	839,700株	6.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	563,300株	4.6%
渋谷健一	361,000株	2.9%
ゴールドマン サックス アンド カンパニー レギュラーアカウント	333,600株	2.7%
アサンテ従業員持株会	301,275株	2.4%
宗政ヨシ	225,000株	1.8%
宗政和美	225,000株	1.8%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	216,500株	1.8%

（注）持株比率は、自己株式(183株)を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宗政　誠	
専務取締役	渋谷健一	株式会社ヒューマン・グリーンサービス取締役
常務取締役	飯柴正美	経営企画部長
取締役	西山　敦	コンプライアンス本部長
取締役	宮内　征	人材開発部長
取締役	中尾能之	総務人事部長 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役
取締役	内田勝巳	株式会社エー・ジー・ピー代表取締役社長 株式会社ホギメディカル取締役
取締役	堂垣内重晴	ディーブイエックス株式会社取締役 株式会社たち吉代表取締役専務 プログレス合同会社代表社員社長
常勤監査役	犬飼由喜夫	
監査役	櫛田泰彦	櫛田泰彦法律事務所代表者（弁護士）
監査役	黒澤誠一	黒澤公認会計士事務所代表者（公認会計士） 東邦チタニウム株式会社監査役

（注）1. 取締役内田勝巳、堂垣内重晴の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役犬飼由喜夫氏は、前職において経理関連業務における責任者の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役黒澤誠一氏は、長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役内田勝巳、取締役堂垣内重晴、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦及び監査役黒澤誠一の５氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
6. 取締役中尾能之氏は、平成29年６月21日開催の第44期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
7. 亀山彰氏は、平成29年６月21日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	247,889千円 (12,426千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	26,336千円 (26,336千円)
合計 (うち社外役員)	12名 (5名)	274,225千円 (38,763千円)

（注）
1. 上記の取締役の支給人員には、平成29年６月21日開催の第44期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 第37期定時株主総会（平成22年６月25日開催）決議に基づく取締役の報酬限度額は、年額300,000千円（ただし、使用人分給与は含まない）であります。
4. 第37期定時株主総会（平成22年６月25日開催）決議に基づく監査役の報酬限度額は、年額50,000千円であります。なお、監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみとしております。
5. 上記報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金18,774千円が含まれております。
6. 上記のほか、第44期定時株主総会（平成29年６月21日開催）決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に10,193千円支給しております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区　分	氏　名	他の法人等との関係
取締役	内田勝巳	株式会社エー・ジー・ピーの代表取締役社長でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社ホギメディカルの取締役でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	堂垣内重晴	ディーブイエックス株式会社の取締役でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社たち吉の代表取締役専務でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。 プログレス合同会社の代表社員社長でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	犬飼由喜夫	該当事項はありません。
監査役	櫛田泰彦	櫛田泰彦法律事務所の代表者でありますが、当社と同事務所に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	黒澤誠一	黒澤公認会計士事務所の代表者でありますが、当社と同事務所に重要な取引その他の関係はありません。 東邦チタニウム株式会社の監査役でありますが、当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	内田勝巳	当期開催の取締役会19回中18回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 このほかに、経営会議、支店長会議、並びに代表取締役社長、監査役との意見交換会に出席し、適宜発言を行なっております。
取締役	堂垣内重晴	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と営業面における幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 このほかに、経営会議、支店長会議、並びに代表取締役社長、監査役との意見交換会に出席し、適宜発言を行なっております。
監査役	犬飼由喜夫	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、事業会社における豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 また、当期開催の監査役会16回の全てに出席し、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換をしております。 このほかに、経営会議、支店長会議、リスク管理委員会、並びに代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。
監査役	櫛田泰彦	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、主に弁護士として専門的見地からの発言を行なっております。 また、当期開催の監査役会16回の全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。
監査役	黒澤誠一	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 また、当期開催の監査役会16回の全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席し、適宜発言を行なっております。

5．会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	21,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	―千円
合　計	21,000千円

（注）会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行なっております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役の全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後平成28年12月15日開催の取締役会において下記のとおり変更いたしました。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス本部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス本部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。

（ⅱ）万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ⅰ）取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。

（ⅱ）情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。

（ⅲ）万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。

（ⅳ）内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。

（ⅱ）各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

（ⅰ）経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか等、経営に係わる重要事項についての情報共有を行なうため、取締役及び常勤監査役並びに組織上の重要ポストに位置する管理職で構成する経営会議を月１回以上の頻度で開催する。

（ⅱ）日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

総務人事部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。

（6）監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。

（8）当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会

が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。

（9）監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

（10）その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は経営会議ほか重要な会議に出席することができるものとする。

（11）財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、経営企画部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

（12）反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

（ⅰ）反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。

（ⅱ）コンプライアンス本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、全ての役員、従業員を対象として、少なくとも年１回はコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や各営業所における面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告しております。さらに、内部監査室は、社内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長に報告しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当事業年度において取締役会を19回開催し、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しております。また、システム部にシステム課とセキュリティ課を設置して、情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題点については速やかにその内容や対処案を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長に報告しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会において決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門は目標達成のために業務活動をしております。さらに、経営会議を月１回開催して、経営に関わる重要情報の共有を図っております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なっております。また、子会社に対しコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

（6）監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、総務人事部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行なっておりません。

（8）当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、年２回の監査役会による本社部門長面談において報告を受ける体制となっており、また、内部通報案件については監査役または監査役会に報告しておりますが、通報者に対して解雇その他不利益な取扱いは行なっておりません。

（9）監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

当社は、内部監査室を監査役室の隣に配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、常勤監査役は、経営会議ほか重要な会議に出席し、監査役会は、取締役社長及び社外取締役等との間で積極的な意見交換を行なっております。

(11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況

当社は、担当取締役が取締役会において財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを報告のうえ、内部統制の構築や全社的な管理、運用体制の構築を行なっております。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

当社は、社内規程に基づき取引先を対象として反社会性判断を実施し、営業所、支店、本社の間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、営業所がある地域の各警察署を訪問のうえ、各地の特殊暴力防止対策連合会等に加入し、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類等

貸借対照表（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**9,808,125**
現金及び預金	7,450,357
売掛金	1,864,259
製品	63,597
原材料及び貯蔵品	150,087
前払費用	126,884
繰延税金資産	142,262
その他	11,794
貸倒引当金	△1,118
固定資産	**5,406,372**
有形固定資産	**4,700,051**
建物	1,596,744
構築物	63,455
機械及び装置	13,980
工具、器具及び備品	59,174
土地	2,952,605
リース資産	14,090
無形固定資産	**28,825**
ソフトウエア	13,348
その他	15,477
投資その他の資産	**677,495**
投資有価証券	4,500
関係会社株式	20,534
従業員に対する長期貸付金	475
破産更生債権等	4,807
長期前払費用	84,606
繰延税金資産	232,218
その他	378,877
貸倒引当金	△48,524
資産合計	**15,214,497**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**2,443,275**
買掛金	286,205
短期借入金	70,000
１年内返済予定の長期借入金	284,572
リース債務	8,815
未払金	488,274
未払費用	290,118
未払法人税等	477,901
未払消費税等	78,499
前受金	4,240
預り金	178,953
賞与引当金	275,694
固定負債	**1,104,683**
長期借入金	487,030
リース債務	6,384
退職給付引当金	1,418
役員退職慰労引当金	514,030
資産除去債務	85,691
その他	10,127
負債合計	**3,547,958**
(純資産の部)	
株主資本	**11,666,538**
資本金	**1,156,410**
資本剰余金	**856,410**
資本準備金	856,410
利益剰余金	**9,654,045**
利益準備金	40,590
その他利益剰余金	9,613,455
別途積立金	1,880,000
繰越利益剰余金	7,733,455
自己株式	**△326**
純資産合計	**11,666,538**
負債及び純資産合計	**15,214,497**

損益計算書（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**13,990,020**
売上原価		**4,024,597**
売上総利益		**9,965,423**
販売費及び一般管理費		**7,834,350**
営業利益		**2,131,072**
営業外収益		
受取利息及び配当金	606	
その他	43,864	44,470
営業外費用		
支払利息	7,377	
その他	12,760	20,137
経常利益		**2,155,405**
税引前当期純利益		**2,155,405**
法人税、住民税及び事業税	769,688	
法人税等調整額	△25,671	744,017
当期純利益		**1,411,388**

株主資本等変動計算書（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年４月１日残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	6,914,474	8,835,064	△92	10,847,792
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△592,407	△592,407		△592,407
当期純利益						1,411,388	1,411,388		1,411,388
自己株式の取得								△233	△233
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	818,980	818,980	△233	818,746
平成30年３月31日残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	7,733,455	9,654,045	△326	11,666,538

	純資産合計
平成29年４月１日残高	10,847,792
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△592,407
当期純利益	1,411,388
自己株式の取得	△233
事業年度中の変動額合計	818,746
平成30年３月31日残高	11,666,538

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準

及び評価方法……時価法によっております。

なお、デリバティブ取引のうち特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品……移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 原材料……移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

③ 貯蔵品……最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)……定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　５～65年

構築物　10～30年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)……定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス･リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
なお、数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保提供資産

種類	期末帳簿価額
建物	253,561千円
土地	2,142,167千円
計	2,395,729千円

② 上記に対応する債務

内容	期末残高
1年内返済予定の長期借入金	180,000千円
長期借入金	303,750千円
計	483,750千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,354,861千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

内容	期末残高
短期金銭債権	636千円
短期金銭債務	10,081千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

内容	期末残高
営業取引高	70,377千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数　12,341,900株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数　183株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月21日定時株主総会	普通株式	283,862千円	23円	平成29年3月31日	平成29年6月22日
平成29年11月1日取締役会	普通株式	308,545千円	25円	平成29年9月30日	平成29年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,542千円	25円	平成30年3月31日	平成30年6月21日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	157,396千円
賞与引当金	84,417千円
未払事業税等	31,833千円
ゴルフ会員権	30,333千円
資産除去債務	26,238千円
保険積立金	20,406千円
未払金	12,160千円
未払社会保険料	11,892千円
減価償却費超過額	6,719千円
その他	4,412千円
繰延税金資産合計	385,810千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△11,329千円
繰延税金負債合計	△11,329千円
繰延税金資産の純額	374,481千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

借入金の使途は運転資金であり、流動性リスクを抑制するため、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内規に従い、実需の範囲で行なうこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2.を参照ください。）。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	7,450,357千円	7,450,357千円	—千円
(2) 売掛金	1,864,259千円	1,864,259千円	—千円
(3) 長期借入金 (*1)	(771,602千円)	(772,709千円)	1,107千円
(4) デリバティブ取引	—千円	—千円	—千円

(*1) 長期借入金は、１年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。
(*2) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(4) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(3)参照)

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表計上額
関係会社株式 (子会社株式)	20,534千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	945円29銭
1株当たり当期純利益	114円36銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月17日

株式会社　アサンテ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤　明典　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田　仁志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アサンテの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月22日

株式会社アサンテ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）犬飼由喜夫 ㊞

監　査　役（社外監査役）櫛田　泰彦 ㊞

監　査　役（社外監査役）黒澤　誠一 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆さまに対する利益還元を最優先に考え、安定的な配当の維持を基本として配当性向、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案することを配当政策の基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり１株につき25円といたしたいと存じます。なお、中間配当金25円を加えた年間配当金は、１株につき50円となります。

期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金25円　　総額308,542,925円

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月21日

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都新宿区西新宿八丁目17番１号

ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター５階

TEL 03-3362-4792



交通のご案内：	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅　１番出口	徒歩３分
	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅　Ａ５出口	徒歩10分

株式会社 アサンテ

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。